

自立生活援助 利用契約書

_____（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人みんなでいきる みんなでいきる相談センター（以下「事業者」といいます。）は、利用者が事業者から提供される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます）に基づく訓練等給付内の自立生活援助を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。

第1章 総 則

（契約の目的）

第1条 本契約は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく訓練等給付内の自立生活援助について、利用者の地域における生活を支援し、事業者が提供する自立生活援助サービスの内容と利用者が支払うべき料金との関係を明確にし、利用者と事業者の双方の理解と合意のもとに自立生活援助サービスが提供されることを目的とします。

（自立生活援助サービス）

第2条 事業者は、別紙「重要事項説明書」に定める内容の自立生活援助サービスを利用者に提供するものとします。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、_____年 ____月 ____日から_____年 ____月 ____日とします。

2 前項の契約期間満了の日に引き続き、利用者について訓練等給付費の支給が決定されたときは、その決定された期間本契約は更新するものとします。また、それ以降の契約期間満了に伴う更新についても同様とします。ただし、期間満了の1ヶ月前までに利用者から本契約を更新しない旨の申し入れがあった場合、または、第12条もしくは第13条により本契約が解除された場合は、本契約は終了するものとします。

第2章 自立生活援助計画

（自立生活援助計画の作成）

第4条 事業者は、利用者の自立生活援助計画を作成し、これにもとづいた自立生活援助サービスを提供するものとします。

2 前項の自立生活援助計画について、事業者は次の各号の業務をサービス管理責任者に行わせるものとします。

(1) 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、自立生活援助サービスの目標及びその期間、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ自立生活援助計画を、利用前に作成するものとします。

- (2) 前号の自立生活援助計画については、その内容を記した書面を利用者に交付・説明し内容の確認ならびに記名捺印を受けるものとします。
- (3) 自立生活援助計画にもとづくサービス提供の現況等については、少なくとも3箇月に1回、もしくは利用者の要請があった場合には調査・評価するものとします。
- (4) 前号の調査・評価の結果、自立生活援助計画に変更の必要があると認められる場合は、利用者と協議して、計画を変更することにし、その内容を記した書面を利用者に交付・説明し、内容の確認ならびに記名または押印を受けるものとします。

第3章 利用料金

(利用料金)

- 第5条 事業者は、自立生活援助サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明し、利用者の同意を得るものとします。
- 2 利用者は、自立生活援助サービスの対価として訓練等給付費のうち市区町村が定める利用者負担額を事業者に支払うものとします。また、訓練等給付費のうち利用者負担額以外については、事業者が市区町村から代理受領することとします。
 - 3 利用者は、本人の希望による訓練等給付費対象外サービス提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金を事業者に支払うものとします。
事業者は、訓練等給付費対象外サービスに要する費用を、物価の変動その他の理由により相当な額に改定することが出来るものとします。なお、改定した場合は別紙「重要事項説明書」にその旨記載するものとします。

(利用料金の支払い等)

- 第6条 事業者は、当月の利用料金合計額の請求書を、翌月15日までに利用者に発行するものとします。
- 2 利用者は、前項により請求のあった利用料金の合計額を、翌月末日までに支払うものとします。

第4章 事業者の義務

(事業者の姿勢)

- 第7条 事業者は、利用者の人間としての尊厳を重んじる姿勢を堅持すると共に、法律及び事業者の定めた諸規程を遵守し、事業者としての義務を果たします。

(事業者の義務)

- 第8条 事業者は、サービスの提供に当たって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、常に利用者の健康に注意すると共に、利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師と連携し、利用者からの聴取・確認を行ったうえで、必要なサービスを実施するものとします。
 - 3 事業者は、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、

医師の指示によることなく身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとしします。

なお、こうした行為を行った場合は速やかに法定代理人または身元引受人に報告するものとしします。

- 4 事業者は、利用者に対する自立生活援助サービスの提供について記録等を作成し、それを事業者が定める文書取扱規程で規定する間保管し、利用者の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとしします。
- 5 事業者は、利用者のプライバシーの保護について、十分な配慮をするものとしします。ただし、自立生活援助サービスの実施及び安全衛生上の管理の必要があると認められる場合、利用者は、事業者及び職員が家屋や室内などに立ち入り、必要な措置を取ることを認めるものとしします。

（守秘義務）

第9条 事業者は、正当な理由がある場合を除き、利用者またはその家族の個人情報を他に漏らさない義務を負うものとしします。

- 2 事業者は、職員が退職後、在職中知り得た利用者またはその家族の個人情報を漏らすことのないように必要な措置を講じるものとしします。

第5章 損害賠償

（損害賠償）

第10条 事業者は、本契約に基づく自立生活援助サービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負うものとしします。また、第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様としします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任の履行については速やかに行うものとしします。
- 3 利用者は、故意または過失により事業者に損害を与え、または無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、または原状に復する責務を負うものとしします。

第6章 契約の終了

（契約の終了事由）

第11条 利用者または事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、本契約は終了するものとしします。

- (1) 利用者が死亡した場合。
- (2) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない理由により自立生活援助事業所を閉鎖した場合。
- (3) 事業者の滅失や重大な毀損（キソン）により、自立生活援助サービスの提供が不可能になった場合。
- (4) 事業者が自立生活援助事業所の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。
- (5) 第12条もしくは第13条に基づき本契約が解約された場合。

(利用者からの契約解約)

第12条 利用者は、30日以上予告期間において文書で事業者に通知することによりこの契約を解約することが出来るものとします。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することが出来るものとします。

- (1) 事業者が正当な理由なく自立生活援助サービスを提供しない場合。
- (2) 事業者が第9条に定める守秘義務に違反した場合。
- (3) 事業者が故意または過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけたり、著しい不信行為があったとき、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

(事業者からの契約解除)

第13条 事業者は、やむを得ない理由がある場合には、30日以上予告期間において文書で通知することによりこの契約を解約することができるものとします。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちに本契約を解約することが出来るものとします。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (2) 第5条にもとづき利用者が事業者を支払うべき自立生活援助サービスの利用料金を3箇月以上滞納し、相当期間を定めて督促したにもかかわらず、その期限までに支払われない場合。
- (3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス提供職員の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。

(障害者支援施設等への紹介)

第14条 事業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとします。

第7章 その他

(苦情解決)

第15条 事業者は、提供した自立生活援助サービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情解決に関する規則にもとづき、苦情を受け付ける窓口等を設置して適切に対処するものとします。

- 2 事業者は、利用者又は身元引受人等が苦情を申し立てた場合、これを理由とする不当な扱いは一切しないものとします。

(身元引受人)

第16条 事業者は、利用者に対し、身元引受人を立てることを求めるものとします。ただし、社会通念上、これが出来ない相当の理由があると認められる場合は、その限り

ではありません。

2 身元引受人は、本契約にもとづき利用者の債務を負うときは、利用者と連帯して履行の責任を負うものとします。

3 身元引受人は、前項の義務のほか、次の各号の責任を負うものとします。

(1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように事業者に協力すること。

(2) 第 11 条第 2 号以下の各号のいずれかに該当して契約が終了した場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な支援先の確保に努めること。

(3) 利用者が死亡した場合の遺体の引き取り、遺留金品の処理その他必要な措置。

(協議事項)

第 17 条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者及び法定代理人又は利用者及び身元引受人と事業者が記名押印の上、各 1 通を保有するものとします。

年 月 日

利 用 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

法定代理人 住 所 _____
()

氏 名 _____ 印

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

事 業 者 所在地 上越市石橋 2 丁目 3 番 29 号ぱれっと 1 階

名 称 社会福祉法人みんなでいきる
みんなでいきる相談センター

代表者 理事長 大島 誠 印

利用契約における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

事業者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の関係法令に基づき私に行う自立生活援助サービスを円滑に実施するため、個別支援会議等において、又は私が利用する他のサービス事業者等（行政機関やかかりつけ医療機関を含む）と情報の共有が必要な場合に使用する。

（障害福祉サービス受給者証等の写しを自治体から受け取ることを含む）

2 使用にあたっての条件

①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で、必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録しておくこと。

3 個人情報の内容（例示）

・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況、支給決定状況等、事業者が自立生活援助サービスを提供するために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報

・その他の情報

※ 「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

年 月 日

みんなでいきる相談センター センター長 様

（利用者） 住所 〒

氏名

電話

※代筆の場合、代筆者の住所・氏名を併記すること。

（代理人） 住所

氏名

（利用者家族） 住所

氏名

（続柄： ）